

燃えるごみの有料化について

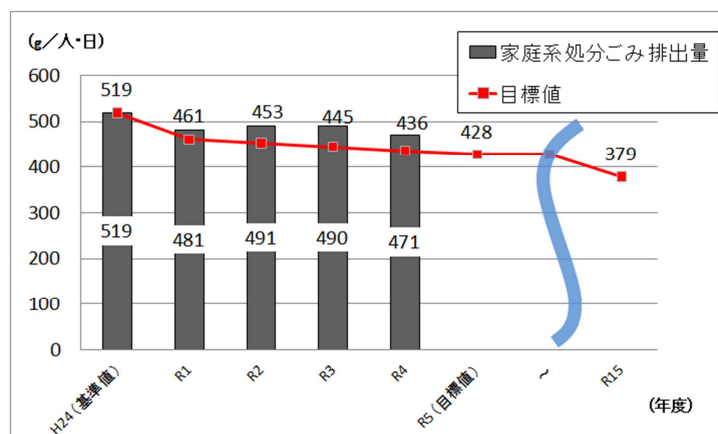
燃えるごみの有料化については、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会に対し、平成 30 年 7 月 3 日付け 30 環第 130 号において「燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について」の諮問を行い、審議会において本市のごみ減量のために燃えるごみ有料化の導入が必要かについて慎重に審議が行われました。

審議会からは、平成 31 年 2 月 25 日付けで「燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について」の答申があり、ごみの排出量は減少しており有料化は行わず、ごみ発生抑制、再利用に取り組むための周知活動など様々な取組によりごみの減量を図るよう努めるべきと答申がありました。

その上で、家庭系処分ごみ排出量が基本計画の数値目標を未達成、または数値目標と現状値の差が大きいと判断される場合は、あらためて燃えるごみの有料化の導入について検討を進めることとしました。

家庭系処分ごみ排出量は、平成 30 年度まで順調に減ってきていましたが、令和 2、3 年度と増加に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言時で家庭での時間が増え、食品の持ち帰りや内食といった生活様式の変化によるものも影響があったと考えられ、令和 4 年度の燃えるごみ組成調査では、紙やプラスチック製容器包装の混入が増加し、現計画の目標達成は非常に厳しい状況です。

現在、令和 5 年度のごみ量は減少傾向であることや、コロナ禍があげて生活様式が大きく変容し、燃えるごみの成分割合も大きく変化していることが考えられ、これらの状況を勘案しながら数値目標を見直しているところです。したがって、現計画の目標達成状況による燃えるごみの有料化の導入についての検討は行わず、次期計画による家庭系処分ごみ排出量の毎年度の目標と現状値の差が大きいと判断される場合は、あらためて燃えるごみの有料化の導入について検討を進めることとします。



年度	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	～	令和 15 年度
排出量 (g/人・日)	519	481	491	490	471	—	～	—
目標値 (g/人・日)	519	461	453	445	436	428	～	379
差 (g/人・日)	0	20	38	45	35	—	～	—